

「新沖縄県立八重山病院」の 建設のあり方について

調査結果報告書

2012年

平成24年12月15日

八重山広域市町村圏事務組合

沖縄県立八重山病院新築検討部会

目 次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本編	
1. 中核病院としての経営形態について・・・・・・・・	6
2. 新・県立八重山病院の役割について・・・・・・・・	7
3. 適地条件について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4. 診療機能について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5. 適正規模について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6. ヘリポートの建設について・・・・・・・・	13
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	14

資 料

沖縄県立八重山病院新築に関する調査研究組織 名簿	15
沖縄県立八重山病院新築検討部会 参考人	16
沖縄県立八重山病院新築検討部会設置要綱	17

はじめに

沖縄県立八重山病院は、わが国最南端に位置する八重山諸島の石垣島にある地域拠点病院です。昭和24年慈善病院として発足し、昭和35年新築移転に伴い琉球政府立八重山病院に改称。昭和47年の本土復帰に伴い県立病院となりました。

八重山医療圏域には11の有人島〔石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地島、下地島）、波照間島、与那国島〕があり、現在、約5万4千人の住民が暮らしています。また、2020年（平成32年）までには観光入域客数100万人達成可能と地元三市町（石垣市、竹富町、与那国町）では見込んでおり、それにより本圏域には地元住民のほか約5千人もの観光客が常時滞在することになります。今後とも県立八重山病院は本圏域の唯一の総合的な診療体制を備えた中核病院として、重要な機能を果たすことが求められています。

しかし、現県立八重山病院の東棟は築32年（昭和55年3月）、西棟は築28年（昭和59年3月）経過しており、建物の老朽化がかなり進んでいます。東棟は旧耐震基準（建築基準法／昭和56年改正）で建築されているため平成22年度に耐震化改修工事を実施し、東棟、西棟とも現状は新耐震化基準を満たしていますが、空気調和設備、給排水等衛生設備、各種機械等の病院設備は耐用年数を大幅に経過し、建物同様老朽化が著しく進み危険な状況といわざるを得ません。

また、近年の高齢化・国際化等に伴う医療ニーズの変化に対応した施設・設備や医療体制の整備が十分でないこと等から住民への十分な医療サービスができておらず、八重山郡民は早急な改善要望と新築移転に向けた一日も早い取り組みを、県に対し要請を繰り返しています。

このような状況を踏まえ、八重山広域市町村圏事務組合では「沖縄県立八重山病院新築検討部会」を発足し、八重山圏域における今後の中核病院の望ましいあり方について三市町（石垣市・竹富町・与那国町）の保健・医療・福祉分野の専門家、各種関係団体役員及び行政職員等が一堂に会して調査研究し、議論を重ねて意見の集約を図りました。

その調査研究項目は、「県立八重山病院の現状と課題」「八重山圏域における中核病院の経営形態」、「新八重山病院の役割」、「診療機能」、「適正規模」、「適地条件」及び「ヘリポートの建設」についてです。

つきましては、本圏域における中核病院建設のあり方について、八重山郡民の総意として下記のとおり県へ強く要請するよう提言いたします。

[提言の要旨]

1. 中核病院の設置、経営形態について

- ・ 八重山医療圏は中核病院を必要とする。
- ・ 中核病院の経営形態は、あくまでも県営とする。
- ・ 県立八重山病院が今後も中核病院の役割を担うものとする。

2. 新県立八重山病院の役割について

- ・地域完結型医療を目指す八重山医療圏の中核病院とする。
- ・離島及び地域の医療機関を支援し、沖縄本島の高度医療機関との連携機能を持つ。

3. 新県立八重山病院の診療機能について

現県立八重山病院の診療機能を維持するとともに、下記の機能を強化すること。

①がん診療連携支援病院

②本圏域のニーズに応じた高度専門医療体制の整備及び強化

③救急救命医療の整備

(救急救命センターの設置、ドクターヘリを活用した緊急医療体制の構築)

④災害拠点病院としての医療提供体制の整備及び強化

⑤へき地医療拠点病院としての整備及び強化

⑥感染症拠点病院としての充実強化 (風土病、国内外観光入域客等増加への対応)

⑦臨床研修指定病院としての条件整備 (医師の育成及び確保)

⑧精神疾患及び在宅医療に関する医療提供体制の確立

⑨口腔外科の新設及び専門医の配置

⑩「7対1看護」実現に向けての医療環境の改善

4. 新県立八重山病院の適正規模について

- ・病床数は、現在の許可病床数350床を維持する。
- ・医療体制は、設置する診療科や医療機能を維持するに足る医療従事者の適正配置等を行う。
- ・敷地規模は、施設配置と駐車場のための十分なスペースを備え、将来の建替えが病院敷地内で可能な広さとする。
- ・施設規模は、病床数、診療設備、医療その他の機器、診療空間、療養空間を勘案し、患者や家族及び職員が快適に過ごせると同時に災害対応が可能となる空間を確保する。
- ・石垣島周辺離島からの患者同行者のための宿泊施設を整備する。
- ・離島医療従事者のための適正な住居や院内保育施設を整備する。

5. 新県立八重山病院の適地条件について

現石垣空港跡地が下記条件を最もよく満たしており、最適地である。

- ①石垣市街地からの急患搬送のための道路アクセス
- ②石垣島周辺離島からの急患搬送のための空路アクセス
- ③自然災害、特に地滑りや津波の影響を受けにくい
- ④上下水道の整備が容易
- ⑤土地取得が容易
- ⑥新病院敷地内、若しくはその周辺でのヘリポート建設が容易

6. ヘリポート建設について

ドクターヘリの導入や海上保安庁及び自衛隊のヘリコプターが離発着可能な新たなヘリポートを、病院敷地内、若しくは病院周辺に建設する。

本 編

1. 中核病院としての経営形態について

沖縄県は経営再建の観点から県立病院の独立行政法人化移行について数年来検証を継続していますが、沖縄本島と離島圏域にある県立病院では医療従事者の確保も含め経営環境が大きく異なり、そのあり方を同列に議論すべきではありません。

「県立病院のあり方に関する基本構想（骨子）」（平成21年6月 沖縄県）によると、『医療は、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な機能であり、地域において必要とされる医療提供体制を確保することは県の責務であります。』と明記されています。

しかしながら、診療科目に対応する医師不足により地元住民が多大な経済的負担や精神的負担を抱えて圏外の医療機関を受診せざるを得ない状況が発生しています。

また、病院機能を維持発展させることが収益の向上につながりますが、経営状況が厳しいことから予算を締め付け、その結果として旧態依然とした病院運営で経営不振に陥る悪循環を招いています。

したがって、これまでの八重山三市町（石垣市、竹富町、与那国町）における行政機関、議会及び郡民総決起大会等の要請に基づき、国境に住む県民が島で安心して暮らし続けられるよう八重山病院は本圏域の中核病院として今後とも引き続き沖縄県が総力を上げて、「県立病院」として運営することを要望します。

2. 新・県立八重山病院の役割について

現在の県立八重山病院は、八重山圏域で唯一の総合的な診療体制を備えた地域中核病院です。一般医療はもとより、救急医療や訪問診療、訪問看護、精神科による離島巡回診療等と多岐にわたる医療サービスを地域に展開し、住民のニーズに対応するよう病院スタッフも懸命な努力を続けています。

診療科目は現在21科あり、地域に密着した地域完結型の急性期医療を主体に日常診療を行っています。竹富町西表島の東部と西部、小浜島及び波照間島に4か所の附属診療所を持ち、竹富島と黒島の竹富町立診療所並びに与那国町立診療所の後方支援業務も行っています。

また、厚生労働省や県の指定医療機関として救急病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、第二種感染症、心身喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関及び応急入院指定病院等々、16項目の指定を受けています。

しかしながら、高齢化社会への急速な移行に伴う高齢者の合併疾患や、世界的規模の人口移動、特に来年3月の新石垣空港開港に伴う国際線の開設によりこれまで以上に国内外から本圏域への往来が予想され、風土病・感染症対策など、さらに適切な対応が求められています。

八重山圏域三市町としても、生活環境の厳しい離島で地域住民が安心、安全に暮らしていけるよう保健・医療・福祉の充実を図り、地域の医療従事者の育成や訪問診療、訪問看護の推進のために努力し、一

次保健医療については石垣市と八重山地区医師会が連携してその責務を担うとともに、県立八重山病院の医療従事者の過重勤務解消に向けて取組まなければなりません。

このような認識の下、新県立八重山病院は地域完結型を目指した中核病院として信頼される施設であるとともに、民間医療機関や介護施設等との重症度に応じた役割分担を明確にした地域医療の支援機能を持つことが期待されています。

このため、救急医療の充実、一般医療及び特殊医療の提供を積極的に推進するとともに、高度専門医療等を必要とする患者に対し、圏外医療機関への紹介窓口としての役割も求められています。

また、新県立八重山病院は民間医療機関に開放した病床の設置や医療機器等の共同使用による開放型病院としての運営を一層求められます。地域住民との緊密な意見交換、地域医療研修機能の充実、並びに新たな医療従事者育成のために地元中学・高校生への各種働きかけも期待されています。

3. 適地条件について

新県立八重山病院の適地条件としては、下記の項目について検討しました。

- ・市街地に近くて救急搬送のアクセスが良く、地域住民が利用しやすいこと
(陸上交通のアクセス)

- ・竹富町及び与那国町住民にとって、海上からの利便性に優れていること
(海路からのアクセス)
- ・救急患者の空路搬送やドクターヘリの効率的運用が図れること
(空路、ヘリポート等)
- ・まとまった広い用地を有していること (十分な駐車場用地、大災害時に対応可能なスペース、将来の病院建替え時の代替用地確保)
- ・患者や医療従事者等にとって医療・療養環境に優れ、騒音や公害等の問題が生じないこと
- ・災害拠点病院として地震、台風、津波等の大災害時に適切に対応できること。
- ・保健・医療・福祉分野の関係機関との連携に優れていること
- ・建設用地の土地取得が迅速かつ容易にできること
- ・上下水道の確保が容易であること

一刻の猶予もない現県立八重山病院の医療施設や医療設備の劣悪な状況を鑑みるとともに、県有地がまとまって存在し、石垣島周辺離島も含めた陸上交通アクセスが良く、災害時にも対応できる標高や地盤の安定性等の面から、早期着工、早期完成の上で現石垣空港跡地が最も望ましいとの結論に達しました。

4. 診療機能について

八重山医療圏は多くの離島を抱えて、その守備範囲は広範であるからこそ、住民が自らの生活圏内で安心して医療サービスが受けられる地域完結型の医療を目指さなければなりません。とはいえ、現実的には医療資源が限られており、臓器移植や心臓・大血管手術のように医療ニーズが少なく、かつ、莫大な設備費や多くの専門職を要する診療や、特殊で専門性の高い病気に関しては、この地域で人材や設備を確保することは効率的とは言えません。

県立八重山病院は圏域唯一の総合的診療体制を備えた地域中核病院として、本圏域の三市町（石垣市、竹富町、与那国町）及び八重山地区医師会と連携して役割分担を明確にし、医療法に規定する地域医療支援病院として整備することが必要です。

現県立八重山病院の診療機能（診療科目21／指定医療機関16）を維持するとともに、特に下記の点について特に機能強化を求めます。

- ①がん診療連携支援病院としての診療体制の整備及び強化（放射線療法・緩和ケア病棟・終末期医療等の導入）
- ②本圏域のニーズに応じた高度専門医療体制の整備及び強化
- ③救急救命医療の整備（救命救急センターを設置し、ドクターヘリを活用した緊急医療体制の構築）
- ④災害拠点病院としての医療提供体制の整備及び強化（自立型、大災害対応）

- ⑤へき地医療拠点病院としての整備及び強化
- ⑥感染症拠点病院としての充実強化（自然環境や地域特性、国内外からの観光入域客等の増加）
- ⑦臨床研修指定病院としての条件整備（医師の育成及び確保）
- ⑧精神疾患及び在宅医療に関する医療提供体制の確立（措置入院患者の受入れ、精神科巡回診療等）
- ⑨口腔外科の新設及び専門医の配置
- ⑩「7対1看護」実現に向けての医療環境の改善

5. 適正規模について

敷地規模は、施設配置と駐車場のための十分なスペースを備え、将来の建替えが病院敷地内で可能な広さとすべきです。

昭和55年に建設された現県立八重山病院の各部署は規模が小さく、その後に通常診療となったCT（コンピュータ断層撮影）機器やMRI（磁気共鳴画像装置）等多くの医療機器の導入に際して困難を極めた過去があります。石垣島でも自動車社会の進行は沖縄本島と変わらず、現県立八重山病院でも駐車場の獲得競争や空スペース待ちの車列が生じています。30～40年後は、今回同様の病院の建替えが生じてきますが、その際新たに建設場所を確保することは現在以上に困難となることが予想されるので、今回の移転の際に十分な面積を確保しておくべきです。

施設規模は、病床数、診療設備、医療その他の機器、診療空間、療養空間を勘案し、患者や家族及び職員が快適に過ごせると同時に、災害時の対応が可能となる空間を確保する必要があります。

また、三市町（石垣市・竹富町・与那国町）では、本圏域はアジアと日本を結ぶ結節点として日本を代表する世界有数の観光地とする取り組みを展開中で、2020年（平成32年）までには観光入域客数100万人達成可能と見込んでおり、このような状況から本圏域には地元住民のほか約5千人もの観光客が常時滞在することになります。

日本医師会総合政策研究機構（日医総研）「地域の医療提供体制現状と将来（2012/11/02）」によると、2035年まで本圏域における医療需要の大きな伸びが予想されており、医療過疎や医療貧困ともいえる深刻な状況が惹起しないよう地域医療連携体制の構築と充実強化が求められます。

診療科の医療機器及び医療従事者の充実はもとより、多くの合併疾患をもつ高齢者の倍増により入院患者数の増加が予想されます。医療体制については、診療科目に応じた医師や看護師をはじめとした医療スタッフの適正配置が必須となります。

したがって、病床数は現在の許可病床数350床を維持しなければなりません。外来診察室は、診療科ごとに効率的な診療が可能で、かつ、患者の移動負担の少ない施設や設備が必要です。

入院室は原則個室とし、患者の療養環境の改善と同時に効率的な運

用ができるようにし、救急救命センターを設置してドクターヘリを配備してより機動的な救急医療体制を整備すべきです。

医療体制については、設置する診療科や医療機能を維持するに足る医療従事者の適正配置等は欠かせません。

災害拠点病院としては、1週間から10日程度の医薬品や診療材料及び患者、職員のための食料を保管するスペースとその管理システムの導入が必要です。自立型の災害拠点病院として太陽光発電の導入や地下水活用を図り、大災害時には多数の被災患者に対応できるように外来スペース等を有効活用できる構造が求められます。石垣島周辺離島からの患者同行者のための宿泊施設の整備も必要です。

また、医療従事者のためには適切な住居や院内保育施設を整備し、安心して居住できる環境を提供することで人材確保が容易になります。

6. ヘリポートの建設について

八重山圏域には11の有人島〔石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地島、下地島）、波照間島、与那国島）及び宮古圏域の多良間島が広大な海域に点在しています。一刻を争う急患搬送にはドクターヘリが不可欠なことは言うまでもなく、そのための新たなヘリポート建設は必要不可欠です。

また、夜間の急患搬送は海上保安庁のヘリコプターで対応し、沖縄本島への搬送は自衛隊機で対応するため、その建設場所については新

県立八重山病院の敷地内かその周辺が望ましく、その機能については海上保安庁や自衛隊による急患搬送への離発着も可能なものでなければなりません。

おわりに

八重山圏域は石垣島を中心に多くの離島で構成されており、郡民が県立八重山病院に期待するものは極めて大きいものがあります。しかしながら、現病院の劣化の激しい施設の老朽化や狭隘化、医療設備・機器不足、そして診療科目に対応した医師が慢性的に不足しており、十分かつ快適な医療サービスが提供できていないのが現状です。

そのため、県立八重山病院の移転新築にあたっては、早期着工・早期完成に向けた取組を迅速に行うよう沖縄県に強く要望いたします。

資料

沖縄県立八重山病院新築に関する調査研究組織 名簿

沖縄県立八重山病院新築検討部会 参考人

沖縄県立八重山病院新築検討部会設置要綱

八重山広域市町村圏事務組合
沖縄県立八重山病院新築に関する調査研究組織

理事会

役職	氏名	備考
理事長	中山 義隆	石垣市長
副理事長	川満 栄長	竹富町長
副理事長	外間 守吉	与那国町長

広域化事務等調査委員会

役職	氏名	備考
会長	漢那 政弘	石垣市副市長
副会長	富本 傳	竹富町副町長
委員	譜久嶺 弘幸	与那国町総務財政課長

沖縄県立八重山病院新築検討部会

役職	氏名	機関名	
部会長	宮平 康弘	八重山の医療を守る郡民の会	会長
副部会長	金城 綾子	八重山三市町婦人連合会	会長
部会員	上原 秀政	八重山地区医師会	会長
	新村 政昇	八重山地区医師会	理事
	東 朝幸	沖縄県八重山福祉保健所	所長
	大浜 一郎	八重山経済人会議	代表幹事
	西表 晋作	八重山青年会議所	理事長
	入嵩西 整	石垣市自治公民館連絡協議会	会長
	我喜屋 隆	石垣市商工会	会長
	宮良 政順	八重山地区介護支援専門員連絡協議会	会長
	仲吉 八重	石垣市女性団体ネットワーク会議	会長
	比嘉 玉子	八重山身体障害者福祉協会	会長
	大山 剛	八重山の医療を守る郡民の会	事務局長
	大工 嘉広	石垣市 消防本部	消防長
	上勢頭 保	竹富町商工会	会長
	那根 操	竹富町公民館連絡協議会	会長
田頭 政英	与那国町社会福祉協議会	会長	

検討部会事務局

所属	役職・氏名
石垣市 市民保健部	部長 崎山 用育
石垣市 市民保健部 健康福祉センター	所長 前底 正之
竹富町 健康づくり課	課長 與那覇 忠
与那国町 長寿福祉課	課長 上地 常夫

八重山広域市町村圏事務組合
沖縄県立八重山病院新築検討部会

参考人

機関名	役職	氏名
県立八重山病院	院長	松本 廣嗣
	副院長	依光たみ枝
	事務部長	大嵩 純道
八重山がん患者支援ゆんたく会	会長	新垣 憲男
八重山の医療を守る郡民の会	副会長	

沖縄県立八重山病院新築検討部会設置要綱

(設置)

第1条 八重山圏域における中核病院の建設のあり方について調査研究を行うため、広域化事務等調査委員会設置要綱（平成3年八重山広域市町村圏事務組合要綱第1号）第2条第2項の規定に基づき、沖縄県立八重山病院新築検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の任務)

第2条 部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 広域化事務等調査委員会（以下「委員会」という。）の指示する事務の推進
- (2) 委員会への調査結果報告

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる機関の職にある者をもって構成する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4号 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(関係者の協力)

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めてその意見若しくは説明を聴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(報酬等)

第6条 部会員及び関係者等の報酬等は、支給しないものとする。

(部会の事務)

第7条 部会の庶務は、八重山広域市町村圏事務組合事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、八重山広域市町村圏事務組合理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第2条に規定する報告を委員会に行った日限り、その効力を失う。